

令和2年度 第2回 静岡県地域訓練協議会 開催概要

1 日時 令和3年3月5日（金）13:30～15:00

2 開催場所 持ち回り開催

3 出席者及び所属

【委員】

- ・常葉大学 経営学部 教授 畑 隆
- ・一般社団法人 静岡県経営者協会 事務局長 松永 憲之
- ・静岡県中小企業団体中央会 労働対策課付参事 梅原 富之
- ・一般社団法人 静岡県商工会議所連合会 専務理事・事務局長 中村 泰昌
- ・静岡県商工会連合会 専務理事 窪田 賢一
- ・日本労働組合総連合会静岡県連合会 中小労働対策局長・労働条件局長 佐々木 勇人
- ・独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡支部
静岡職業能力開発促進センター所長 畑 英明
- ・静岡県職業能力開発協会 専務理事・事務局長 望月 肇
- ・公益社団法人静岡県職業教育振興会 事務局長 佐藤 裕靖
- ・静岡県経済産業部 理事 前嶋 康寿
- ・静岡労働局 局長 谷 直樹

【事務局】

- ・静岡労働局職業安定部 部長 浅沼 茂樹
- ・静岡労働局職業安定部訓練室 室長 鈴木 忍
- ・静岡労働局職業安定部訓練室 室長補佐 松浦 浩章
- ・静岡労働局職業安定部訓練室 地方人材育成対策担当官 澤畑 勝登

4 議題

- (1) 第25回中央訓練協議会について
- (2) 令和2年度静岡県地域職業訓練実施計画の実施状況等について
- (3) 訓練カリキュラム等検証・改善会議について
- (4) 令和3年度静岡県地域職業訓練実施計画（案）について

5 結果概要

事務局が委員を訪問するなどして意見等を聴取し、令和3年度静岡県地域職業訓練実施計画（案）の了承を得た。

(1) 主な説明

- ・第25回中央訓練協議会について

令和3年2月5日（金）に厚生労働省で開催された中央協議会の内容について、全国の状態を説明。

- ・ 令和2年度訓練実施状況及び令和2年度訓練進捗状況等について

静岡労働局管内の支援機構及び静岡県が実施した令和2年度の公的職業訓練実施状況及び最近の労働市場の状況を踏まえ、令和2年度進捗状況を説明。

- ・ 訓練カリキュラム等検証、改善会議について

訓練協議会傘下のワーキングチームにおいて協議した検証及び改善内容について説明。

- ・ 令和3年度静岡県地域職業訓練実施計画（案）について

令和3年度の訓練実施計画（案）について主な変更・改正点を説明。

（2）主な提案

- ア 令和3年度静岡県地域職業訓練実施計画（案）について

令和3年度の主な改正点について説明し提案。

（ア）静岡県は令和3年4月より沼津・清水技術専門校に工科短期大学校を開校し1年間技術専門校と併設をする。

（イ）定員数を令和2年度当初と比べ1,000人増加する。

（ウ）令和3年度に向け、同時双方向型によるオンラインによる訓練の実施を目指す。

（エ）「労働市場の動向と課題」を令和3年度版に修正する。

- ・ 新たな雇用、訓練パッケージの実施
- ・ 就職氷河期世代、若年者、子育て女性、高齢者、定住外国人への支援の拡充
- ・ 情報通信分野（IT理解）の拡充
- ・ 中小企業事業主支援の拡充

- イ 訓練カリキュラム等検証・改善会議について

令和2年度の検証・改善状況を説明し提案。

【検証】ワーキングチーム会議を3回（8月4日、12月21日、2月1日）開催し、令和元年度の訓練コースで就職率60%未満（就職率の低調な訓練で事務系コース）のものを対象に訓練カリキュラム等の見直しの検討を行った。

【改善】就職支援の充実を図ることが就職率アップに有効であるとのことで検討を行い取りまとめた。

- ・ 訓練施設とハローワークとのさらなる連携強化による同目線での就職支援
- ・ 早い段階での就職への動機付け
- ・ 消極的な受講生への声掛け、プラス思考の習慣の植え付け
- ・ ジョブ・カードを活用した個別相談の強化

をすることで、令和3年度に向けて就職率アップを図っていくこととした。

（3）結果

議題（1）～（4）の事務局からの説明・提案は了承された。

6 各委員等の意見

・若年者で職業訓練があることを知らない人達に広く周知を図ることが必要だと思う。中学、高校、大学等でも就業に対する授業や研修があると思うので、その際にハロートレーニングの広報を実施していくのはどうか。

・子育て、介護等で一旦離職しても再就職のチャンスとなる職業訓練があることを知ってもらいたい。その為にも受講しやすい訓練を増やしていくのが良いと思う。（例えば、外出が難しい人にオンライン受講や夜間の訓練設定）

・ジェンダー平等が社会の共通認識となり、また障害者雇用率も引き上げられており障害者訓練の重要性が増えていると思う。精神障害も増加しており、多様な分野やコースの利用ができるよう間口を広げ、受講者数の増加とスキルアップを図ってほしい。

・機構においては、新型コロナウイルス感染症の状況及びICTの急速な発達と普及拡大の状況を踏まえ、通学・通所せずにデジタル技術を活用したオンライン訓練を受講できる環境の整備が求められており、職業能力開発促進法施行規則第9条に規定する全ての訓練課程の実施方法に追加されたところから、令和2年度末までに、支援機構職業能力開発施設にオンライン訓練の実施環境が整備されたところです。今後は、労働局及びハローワーク等の関係機関と協議・調整を図り、当該訓練が円滑に実施できるよう取組むこととしている。

・グローバル化や科学技術の進展に対応できる人材を育成するため新たに静岡県立工科短期大学校が設置されるが、教育内容の高度化に見合う指導員等の人材の確保が不可欠である。開校後も充実した人材確保に向け、関係機関が情報交換をするなど協力していくことも必要と思われる。

・コロナ禍により雇用状況が厳しさを増している中、職業訓練と就職支援は従前以上に重要となっている。利用できる方法は可能な限り試みていく必要があり、同時双方向型のオンラインによる職業訓練が令和3年2月から求職者支援訓練にも認められるようになったのは望ましい措置であると考えます。また、公共職業訓練に関する広報にも、さらに力を入れていただきたい。

・拡充される訓練メニューの内容や活用メリットを、中小企業へより分かりやすく伝えることが望まれる。短期大学校の開校、オンライン訓練の実施等は企業経営者の意識を喚起できる機会ではないかと思う。

・生産性向上による時間外労働の削減や賃金引上げ、非正規雇用労働者・女性・若者・高年齢者・外国人材など多様な人材活用・確保は、働き方改革の推進において重要な課題となっている。「働き方改革推進支援センター」との連携による周知が効果的であると思われる。

・静岡県においては、コロナ禍で人材が不足している分野の人材育成を行う必要があると考えている。また、ITリテラシについても訓練カリキュラムの中に取り入れていく必要があると考えている。